

社会福祉法人福角会慶弔金内規

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人福角会(以下「法人」という。)が行う慶弔金等について必要な事項を定める。

(弔慰金等の支給)

第2条 法人の役職員他関係者の弔事に対しては、本部より次のとおり弔慰金等を支給する。尚、発信名等は法人名と理事長名を記載する。

- (1) 役員・評議員・評議員選任解任委員—10,000円、生花1基、弔電
- (2) 役員・評議員・評議員選任解任委員の配偶者—10,000円、生花1基、弔電
- (3) 職員—生花1基、弔電
- (4) 常勤職員の一親等以内の血族(同居の姻族を含む)—生花1基、弔電
- (5) (4)以外の職員の一親等以内の血族(同居の姻族を含む)—弔電
- (6) 事業を利用している利用者—生花1基、弔電
- (7) 事業を利用している利用者の一親等以内の血族(同居の姻族を含む)—弔電

2 法人の各事業所を利用している利用者とその家族、近隣住民等の弔事に対しては、各事業所より次のとおり弔慰金等を支給する。尚、発信名等は事業所名と管理者名とし、法人内の複数の事業所を利用している場合は事業所の連名とする。

- (1) 事業を利用している利用者—10,000円以内
- (2) 事業を利用している利用者の一親等以内の血族(同居の姻族を含む)—5,000円以内
- (3) 近隣住民等—5,000円以内

(慶事等の支給)

第3条 法人の職員等への慶事に対しては、本部より次のとおりとする。なお、発信名は法人名と理事長名とする。

- (1) 職員の結婚—祝電
- (2) 利用者の結婚—祝電

(その他)

第4条 この規程を改正する必要がある場合には、法人施設長会の議決を経なければならない。

附 則

本規程は、平成29年9月1日から施行する。